

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

【国民年金】

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

【国民年金加入のお知らせ】

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。内容は「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。「年金手帳」は別途送付されますので、大切に保管してください。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。（YouTube 厚生労働省チャンネルで動画視聴もできます）

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

令和4年成人式に伴う役場庁舎駐車場の一部閉鎖について

令和4年1月9日(日)に長瀬中学校体育館で成人式を行います。

成人式当日は、役場庁舎駐車場を成人式関係者駐車場として利用するため、以下の日時において役場庁舎駐車場の一部を閉鎖いたします。皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

期 間：令和4年1月7日(金) 午後6時～
令和4年1月9日(日) 正午

閉鎖場所：役場庁舎駐車場の一部（国道側を除く）

問合せ 教育委員会生涯学習担当 ☎66・3111 内線305

1月の納期

●町民税
■特別徴収（第4期分）

●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第7期分）

●国民健康保険税
■普通徴収（第7期分）

●介護保険料
■普通徴収（第7期分）

納期限は1月31日(月)です。口座振替の場合は1月26日(水)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線128